

4 佐藤英行議員

- 1 「日本海沿岸の地震・津波被害想定」と「泊発電所周辺地域原子力防災計画」における「原子力災害」との複合災害について



1 「日本海沿岸の地震・津波被害想定」と「泊発電所周辺地域原子力防災計画」における「原子力災害」との複合災害について

日本海沿岸の地震・津波被害想定を6月3日北海道が公表した。

津波浸水想定で想定される最大クラスの津波などで生じる具体的な被害を算定し、その規模を数値指標等を用いて明らかにすることにより、道民の皆様の日頃から災害に備えることの重要性を改めて周知するとともに、地域における防災対策の立案などに活用することを目的とするとしている。

北海道の日本海沿岸33自治体の海岸線における最大津波高等を想定しており、岩内町における最大津波高は15.5mとある。岩内町における想定被害は、最大で建物被害全壊690棟、人的被害死者数310人、避難者数、震災直後で4,900人、要配慮者数620人、津波浸水域外の道路被害10カ所、上水道利用困難人数、震災直後で8,400人等の被害想定をしている。また、被害想定の結果の定性的評価として、建物被害、人的被害など30項目を挙げている。その中の複合災害では、複数の自然災害等の同時発生による被害の拡大として、風水害等による避難中に地震が発生した場合、避難所の倒壊や屋内落下物等により人的被害が拡大する。

堤防や護岸、砂防ダム等が揺れ・液状化・津波により機能低下し、台風や集中豪雨による洪水や高潮等を防ぎきれず、建物被害や死傷者が増加する。

地震発生時に悪天候であった場合、自宅外への避難行動が遅れ、津波による死傷者が増加する。

地震により弱体化していた建物が暴風により全壊するなど、被害が拡大する、など計10項目の例を挙げている。

岩宇4町村で組織する泊発電所原子力防災会議協議会は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社が設置する原子力発電所による放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生ずる災害、原子力災害の防災対策として泊発電所周辺地域原子力防災計画を策定している。

日本海沿岸の地震・津波の被害想定において、令和6年1月の能登半島地震のように、これまで甚大な被害をもたらした地震や津波の発生を的確に予知するこ

とは困難であり、正しく恐れ、正しく備えることを基本としながら、着実な防災対策を実施していくことが重要としている。

そこでお伺いたします。

今回公表された地震・津波の災害と原子力災害との複合災害における具体的な対策も含めた防災対策、防災計画を作成すべきではないか。

答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

本年6月3日に北海道より公表された、日本海沿岸の地震・津波被害想定につきましては、平成29年に公表された日本海沿岸の津波・浸水想定における地震・津波の想定等の結果に基づいて、建物被害や人的被害、その他想定される被害を新たに算定されたものであります。

本町においては、雷電地区刀掛岩付近で最大15.5mの津波が想定されておりますが、町内すべての沿岸部に一律で15.5mの津波が到達するというものではなく、津波による死者数をはじめとした各被害の想定は、町内に複数ある各地点ごとの津波浸水想定に基づいており、野東川河口地点では、5.16mとなっております。

各地点の津波高については、平成29年2月公表の内容から変更はありませんが、建物被害が最大となる断層と、死者数が最大となる断層が異なるなど、各被害の最大値をとる断層がそれぞれ異なることなどが示されており、一例を挙げて申し上げますと、F6断層では、建物の全壊棟数は、最大値の690棟であります。死者数については、建物倒壊で10人、津波では、0人となっているものであります。

これらのことから、町としましては、今後、北海道より公表された被害想定について数値の根拠となる、より詳細なデータ等の提供を求め、その後、改めて今回の公表内容について精査してまいりたいと考えております。

ご質問にあります地震・津波の災害と原子力災害との複合災害に係る防災計画の作成についてであります。町では、原子力災害への対策として、国の防災基本計画、原子力災害対策指針及び北海道地域防災計画に基づき、泊発電所周辺地域原子力防災計画を策定しておりますが、本年3月にこの計画について、情報伝達手段への無人航空機の追加や、避難経路が道路寸断等で通行できない場合に北海道が道路の通行状況を把握したうえで関係町村と共有し、各町村は安全な通行が可能な経路を住民等に周知することを明文化するなど、令和6年能登半島地震を踏まえた複合災害への対策を盛り込んだ修正を行ったところであります。

さらに、複合災害時には、国が取りまとめた、泊地域の緊急時対応においても、自然災害の種類に応じた避難行動等により町民の安全を確保したのち、緊急事態区分に応じた防護措置を実施することとされております。

こうしたことから、今回公表された地震・津波の災害と原子力災害の複合災害への対応については、現行の防災計画を基本とし、引き続きより実効性のあるものに修正しながら精度を向上させていくことが必要と考えておりますが、今後につきましても、国及び北海道の動向を注視するとともに、状況に応じた計画修正や支援策の強化等、今回の被害想定公表を受けた災害対応について、泊地域原子力防災協議会等の場において、必要な意見を述べてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、この北海道による被害想定公表結果を受け、地震発生後、いかに迅速に避難するかが、人的被害を最小限にとどめることに直結することから、町としましては、津波発生後、直ちに避難行動を取ることの重要性について、より一層理解が深められる方法での啓発活動を展開していくことが重要であると考えており、今後も引き続き、住民避難訓練や町内会への防災出前講座、地域防災力向上セミナー等を開催し、災害は明日発生するかもしれ

ないとの認識のもと、災害に対する日頃からの備えや防災意識の高揚を広く住民の方々と共有するよう取り組んでまいります。

< 再 質 問 >

国際原子力機関 I A E A の原子力災害の深層防護は第 1 層、異常運転および故障の防止、第 2 層、異常運転の制御および故障の検出、第 3 層、設計基準内への事故の制御、第 4 層、事故の進展防止と、およびシビアアクシデントの影響緩和、第 5 層として放射性物質の放出による緊急時対応と、この 5 層になっています。

この第 5 層は、原発から出た放射能からいかに避難をするかという、原子力防災についてであります。

原子力規制委員会の伴 信彦委員は今年 2 月 2 日、新潟柏崎の講演で、原発事故は起こりうる前提で考えて欲しい。事故後に何が起きるのか想像力が重要と述べています。

原子力災害対策指針の結びに、そもそも防災は新たに得られた、知見や把握してきた実態を踏まえて、実効性を向上すべく不断の見直しを行うべきものとするものである、とあります。

そこで、日本海沿岸の地震津波被害想定にある複合被害の項目の地震と風水害が重なると、斜面や地震の、地面の崩壊が起こりやすくなり、孤立集落が多く発生する。冬季は雪崩の可能性もある。また、土砂崩れなどにより避難路が利用できなくなり、避難施設、高台への避難が困難となり、死傷者が増加する。暴風雪時、津波から避難する際、視界不良などにより避難が困難な死傷者が増加する。

岩内町の被害で建物の全壊が 6 9 0 棟、避難者数直後で 4, 9 0 0 人、要配慮者数 6 2 0 人を想定すると。そしてこの項目、今述べた 3 つの項目と、原子力災害対策指針で定められている E A L、いわゆる緊急時活動レベルの全面緊急事態 E A L、原子力緊急事態または原子力緊急事態宣言、このような事態を想定して、これらの災害が重層的に起きた複合災害において、今の現行の防災計画または先ほど答弁にありました国が取りまとめた泊地区の緊急対応、緊急時対応によった現時点で実効ある一般防災原子力防災および具体的避難計画の内容をお伺いします。

【答 弁】

町 長：

原子力災害時の対応については、泊発電所周辺地域原子力防災計画退避等措置計画編において、警戒事態発生時、施設敷地緊急事態発生時、緊急事態宣言発出時における防護対策について規定しており、これに基づき対応するものであります。

また、一般防災については、岩内町地域防災計画地震・津波退避措置計画編の中で、地震・津波災害から住民の生命・身体を保護するための計画・対策が定められており、これに基づき対応するものであります。今後は、この度公表された日本海沿岸の地震・津波被害想定の数値を基に、北海道において今後策定予定の減災計画の内容を踏まえ、必要な修正を図りながら、内容をより実効性のあるものへと精度を向上させてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、これらの原子力防災・一般防災双方の計画と併せて、日頃から避難先や避難経路を確認してもらうなど、住民の方々の早期避難意識の向上が重要と考えており、今後もこうした意識向上に資する取り組みの積極的な展開と合わせ、町として総合的な地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

< 再々質問 >

今答弁いただきましたが、私の再質問は三つの新しい、ある地震、被害想定
3つの項目と、それと緊急、全面緊急事態EALの最も大変な事態を想定して、
具体的な避難計画内容を伺ったんです。そういう概論ではないです。

再度答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

泊発電所周辺地域原子力防災計画退避等措置計画編において、全面緊急事態発生時における防護対策について規定しており、これに基づき対応するものがあります。

なお、ご指摘のありました日本海沿岸の地震・津波被害想定にある3項目につきましては、北海道において今後策定される予定の減災計画の内容を踏まえ、必要な修正を図ってまいります。